

○中空知衛生施設組合職員定数条例

〔昭和55年3月8日〕
条 例 第1号

滝川市ほか2町衛生施設組合職員定数条例（昭和44年滝川市ほか2町衛生施設組合条例第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第138条第6項、第172条第3項及び第200条第6項の規定に基づき、職員の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「職員」とは、組合長の事務部局並びに議会及び監査委員の各機関に常時勤務する一般職に属する職員（臨時的任用職員を除く。）をいう。

（定数）

第3条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- | | |
|-----------------------|----|
| （1） 組合長の事務部局の職員 | 7人 |
| （2） 議会の書記長、書記その他の職員 | 1人 |
| （3） 監査委員の書記長、書記その他の職員 | 4人 |

2 前項第2号及び第3号の職員は、組合長の事務部局の職員がこれを兼ねることができる。

（定数外の職員）

第4条 次に掲げる職員は、前条に規定する職員の定数外とする。

- （1） 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項及び滝川市の条例の準用に関する条例（昭和56年滝川市ほか2町衛生施設組合条例第1号）第2条において準用する職員の分限及び懲戒に関する条例（昭和51年滝川市条例第41号）第2条の規定による休職者
- （2） 兼務者

2 前項第1号に掲げる職員が職務に復することにより前条の定数を超えるときは、その定数に欠員が生ずるまでその職員を定数外とすることができる。

附 則

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月7日条例第2号）

この条例は、平成13年12月7日から施行する。

附 則（平成25年2月20日条例第1号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。